

報道関係者各位

## 水痘患者数増加に伴う注意喚起について

山形県感染症発生動向調査令和 8 年第 7 週（2 月 9 日～2 月 15 日）における小児科定点医療機関（県内 26 機関）からの水痘患者報告数が、一定点医療機関あたり 1.08 となり、注意報レベル（参考値）（一定点あたり 1）以上の患者数となりました。

つきましては、県民の皆様への注意喚起に御協力くださるようお願ひいたします。

### 1 最近の定点あたりの患者報告数

	第5週 (1/26～2/1)	第6週 (2/2～2/8)	第7週 (2/9～2/15)
山形県	0.81	0.81	1.08
	山形市	0.33	0.67
	村山	1.71	1.71
	最上	—	—
	置賜	2.00	0.67
	庄内	0.14	0.14
全国	0.31	0.33	集計中

### 2 水痘について

- ・水痘は、「みずぼうそう」とも呼ばれ、発熱と全身に現れる発疹を特徴とし、約 2 週間の潜伏期間（10～21 日）を経て発症します。
- ・接触感染、飛沫感染、空気感染によりヒトからヒトへ感染します。
- ・通常軽症に終わることが多い疾患ですが、抵抗力の弱い乳幼児や成人が感染した場合は重症化しやすいので注意が必要です。

### 3 水痘の予防について

ワクチンの接種が最も有効な予防策です。平成 26 年 10 月から、水痘ワクチンは定期の予防接種の対象となっています。

（定期接種対象者）生後 12 か月から生後 36 か月に至るまでの間にある方（2 回接種）

### 4 水痘の発生状況

（単位：人）

年	県内の年間報告数	うち 7 週までの累積報告数	全国の年間報告数
		うち 7 週までの累積報告数	
R 4	140	26	12,511
R 5	150	15	16,262
R 6	303	33	28,330
R 7	498	40	41,830
R 8	—	117	集計中

○前回、注意報レベルに達した日

令和 7 年第 21 週（5/19～5/25）一定点あたり 1.19

問合せ先 健康福祉部健康福祉企画課  
課長補佐 濱本 幸樹  
023-630-2292  
広報監 健康福祉部次長 菅原 正春